

## K6 安全対策と事故の対応

初版 平成 22 年 7 月  
改定 平成 25 年 4 月

# 安全対策と事故の対応

## 1 公共工事における工事安全対策要綱

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策(平成4年3月2日付け建設省技調発第54号)」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとする。

### 記

#### (1) 発注にあたっての安全施工への配慮

- ①熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- ②業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- ③発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手續をとること。

#### (2) 設計段階における安全施工への配慮

- ①建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- ②工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- ③工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。

④積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要細等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

#### イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分配意すること。

#### ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとすること。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

### (3)適正な積算の実施

①工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。

②積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。

特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。

③積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとすること。

### (4)適切な工期の設定

①適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を加え設定する

こと。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。

- ②工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、良期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水(降雨・降雪)等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。
- ③発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需給が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。
- ④工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があり必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

#### (5) 適正な仮設工及び施工方法の選定

- ①工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
  - イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
  - ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
  - ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
- ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ②仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分に行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

#### (6) 設計図書における施工条件の明示

- ①工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。
- ②施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
  - イ 現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合

- ロ 供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
  - ハ 工事現場に地下理設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合
- ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
- ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合
- ③施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

#### (7) 施工条件の変化への適切な対応

- ①施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の特定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。
  - イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
  - ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
  - ハ 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- ②施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工期の一時中止を行った場合は、工期及び費用について透明に処置すること。

#### (8) 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- ①土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためにには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- ②作業の安全確保を図るためにには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- ③積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々

の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。

④(3)の安全に関する研修・訓練等としては記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。

- イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ロ 工事内容等の周知徹底
- ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ニ 工事における災害対策訓練
- ホ 工事現場で予想される事故対策
- ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項

⑤訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報(工事月報)等により、適切に実施されたかを確認すること。

#### (9)建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

#### (10)建設現場における連絡体制の充実

①工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。

②複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。

③連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。

- イ 事業間の調整(河川と道路等)を必要とする工事
- ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
- ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
- ニ その他仮設道路等を共用する等の工程調整を必要とする工事

## (11) 工事の安全対策に向けた活動の実施

- ①工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- ②安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- ③安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- ④工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- ⑤工事に対する地域住民の理解の協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

## 2 安全対策に関する措置について

### (1) 通知

22 建政技第 57 号

平成 22 年(2010 年)5 月 20 日

建設部現地機関の長 様

建設部各課長 様

生活排水課長 様

千曲流域下水道建設事務所長 様

建設部長

### 建設工事の安全対策に関する要領の一部改正について

平成 5 年 1 月 18 日付け 4 監技第 354 号で通知した要領について、下記のとおり一部改正しましたので、適切な事務処理が行われるよう御配意願います。

記

#### 1 改正した要領

- ・長野県建設部土木工事設計審査会及び施工条件検討会運営要領
- ・長野県建設部土木工事事故調査委員会運営要領
- ・長野県建設部土木工事関係者連絡会議設置指導要領

#### 2 改正理由

組織名、職名等の改正による

#### 3 改正内容

旧組織名と旧役職名を現行に改正

## (2) 各種審査会、検討会・委員会等の設置要領

### 長野県建設部土木工事設計審査会及び施工条件検討会運営要領

#### 1 設計審査会

##### (1) 目的

長野県建設部等所管の土木工事に関する施工の安全確保の妥当性を確保するため、詳細設計において施工に係わる部分の審査を行うことにより、適正な設計積算の実施に資することを目的とする。

##### (2) 設計審査会の組織と構成

① 設計審査会は、本庁及び現地機関に設置する。

② 設計審査会は、次の構成とする。

i 本庁の設計審査会は、道路部会(都市計画、生活排水、道路管理、道路建設の各課)、河川部会(河川、砂防の各課)とし、それぞれ別個に対応する。

部会は該当する工事担当課の企画幹等を長とし、部会各課の企画幹等及び技術担当係長等並びに専門指導員等で構成する。

ii 現地機関の設計審査会は、該当する工事の詳細設計業務委託等担当課長を長とし、技術担当課長及び技術担当係長で構成する。

iii 設計審査に当たっては、必要に応じて外部の経験豊富な技術者等の出席を求め、あるいは技術的助言を受けることができる。

##### (3) 設計審査の適用工事

設計審査の適用工事は、別表-1 に掲げる工事について、審査区分に従い設計審査を行う。

##### (4) 設計審査会の業務

設計審査会では、適用工事の詳細設計業務委託について、次の内容に関して設計審査を行い、別図-1 に示す手順により手続きを行う。

- ①他の関連する工事との整合性等、設計条件、施工条件の確認
- ②仮設構造物の設計
- ③施工方法の選択
- ④施工の安全に関する事項

## ⑤施工中の環境保全その他に関する事項

## 2 施工条件検討会

### (1) 目的

長野県建設部所管の土木工事の発注に際しての条件明示に係わる事項の検討、及び施工中に工事の施工条件が契約図書の設計条件と異なった場合の設計変更に関する具体的な技術的対応方針の検討を行い、工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

### (2) 施工条件検討会の組織と構成

施工条件検討会は、本庁及び現地機関に設置し、その組織、構成は設計審査会と同一とする。

### (3) 施工条件検討の適用工事

設計審査の適用工事と同一とする。

### (4) 施工条件検討会の業務

施工条件検討会では、次の内容に関して検討を行い、別図-2 に示す手順により手続きを行う。

- ①工事の発注時における条件明示に関する検討。
- ②工事中において、現場条件が契約図書の施工条件と異なった場合の設計変更に関する検討。
- ③その他、工事契約に係る条件の変更に関する検討。

## 3 庶務担当

設計審査会、施工条件検討会の庶務は次のとおりとする。

- ①本庁の審査会等 — 技術管理室
- ②現地機関の審査会等 — 整備課等

## 4 適用

この要領は平成 5 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

別表-1 設計審査、施工条件検討の適用工事と区分

本庁部会の設計審査会及び施工条件検討会	
次の各号に示す工事のうち、特に高度な技術的検討を要するもので現地機関の長から要請のあるものとする。	
1	土留工及び締切工
①	軟弱地盤の土留工及び締め切工で、掘削深さ 7.0m 以上の場合。
②	偏土圧を受ける土留工及び締め切工で、掘削深さ 7.0m 以上の場合。
③①、②以外の土留工で、掘削深さ 9.0m 以上の場合。	
④	仮設計画で、基準としている水面(計画水位)からの深さ 7.0m 以上の締切工の場合。
⑤	河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合。
⑥	一般交通を供用する路面覆工、仮設橋等の仮設構造物の場合。
⑦	鉄道、道路等重要構造物に近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切工の場合。
2	ダム(砂防ダムを含む)
	堤体高が 30m 以上の場合。
3	トンネル(シールドを含む)
	延長が 500m 以上の場合。
4	橋梁架設
①	最大支間長が 100m 以上の場合。
②	鉄道・道路等に近接し、その交通への影響が予想される場合。
5	圧気潜函基礎(2 気圧以上)
6	その他建設部長が指示する工事
注)連営要領 1-(2)・②・iにおいて、工種によっては他部会の関係課の構成員の出席を求めることができるものとする。	

現地機関の設計審査会及び施工条件検討会

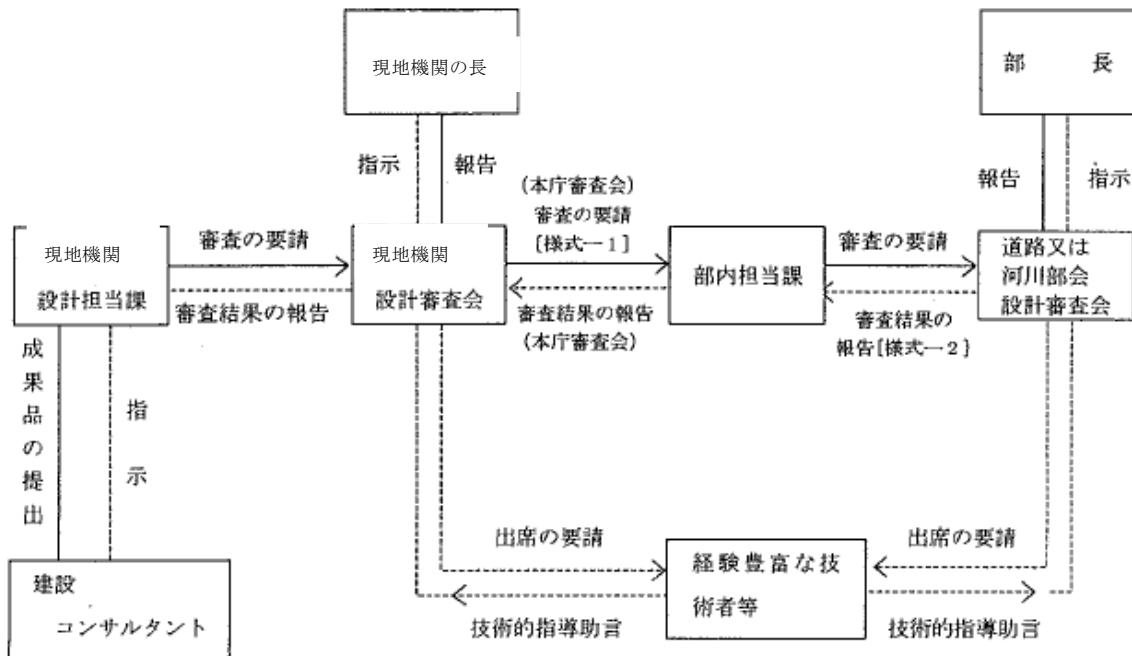
次の各号に示す工事とする。

1	土留工及び締切工
①	軟弱地盤の土留工及び締切工で、掘削深さ 4.0m 以上の場合。
②	偏土圧を受ける土留工及び締切工で、掘削深さ 4.0m 以上の場合。
③①、②以外の土留工及び締切工で、掘削深さが 6.0m 以上の場合。	
④	仮設計画で、基準としている水面(計画水位)からの深さ 4.0m 以上の締切工の場合。
⑤	河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合。
⑥	一般交通を供用する路面覆工、仮設橋等の仮設構造物の場合。
⑦	鉄道、道路等重要構造物に近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切工の場合。
2	ダム(砂防ダムを含む)
	堤体高が 15m 以上の場合。
3	トンネル(シールドを含む)
	延長が 100m 以上の場合。
4	橋梁架設
①	最大支間長が 100m 以上の場合。
②	最大支間長が 50m 以上で、架設工法がトラッククレーン工法及び架設桁工法以外の場合。
③	鉄道、道路等に近接し、その交通への影響が予想される場合。
5	圧気潜函基礎(1 気圧以上)
6	その他現地機関の長が指示する工事
注) トンネルは道路、河川工事関係のものとする。	

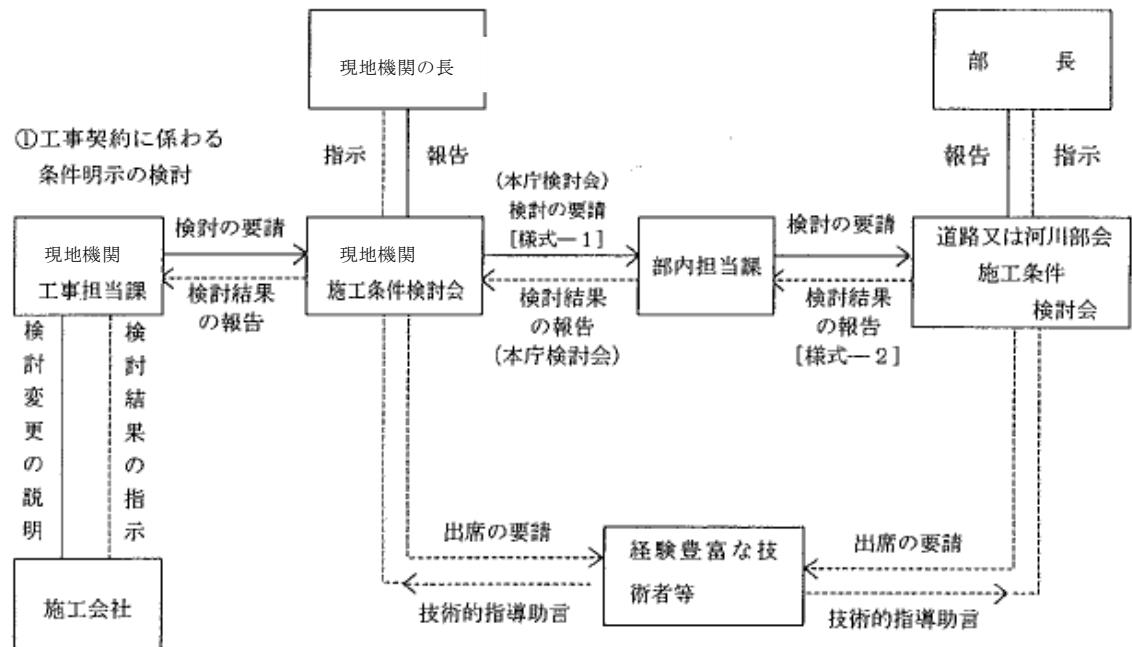
別表－2 設計審査会の構成(例)

審査会	役職	所属	職名
本庁設計審査会 道路部会	会長 委員	道路建設課 都市計画課  生活排水課  道路管理課  道路建設課  技術管理室	企画幹 企画幹 都市公園係長 街路区画整理係長 生活排水係長 流域下水道係長 企画幹 維持舗装係長 市町村道係長 国道・橋梁係長 地方道係長 主任専門指導員 副主任専門指導員 専門指導員
本庁設計審査会 河川部会	会長 委員	河川課 河川課  砂防課  技術管理室	企画幹 計画調査係長 治水第二係長 災害係長 企画幹 調査管理係長 砂防係長 主任専門指導員 副主任専門指導員 専門指導員

別図-1 設計審査会の組織図



別図-2 施工条件検討会の組織図



## 別紙様式－1

事務所名

## 設計審査・施工条件検討概要書

担当事業課		審査項目	設計審査・施工条件検討
事業年度	平成年度	整理番号	
委託（工事）名			
路河川名			
箇所名			
委託（施工）会社名			
工事着手予定	平成年月日	閑整期限	平成年月日
現地機関における審査・検討結果概要（詳細は別紙）			

注 1)適用工事は、別表－1 の対象工事を記入する。

2)整理番号は、事務所別、年度別に通し番号を記入する。

適用工事			
工事担当課・係		担当者	
業務（工事）概要			
審査・検討すべき内容			
添付資料			

別紙様式－2

事務所名

設計審査・施工条件検討結果報告書

担当事業課		審査項目	設計審査・施工条件検討
事業年度	平成年度	整理番号	
委託（工事）名			
路河川名			
箇所名			
審査年月日	第1回 平成 年 月 日 第2回 平成 年 月 日		

審査・検討結果

備考

# 長野県建設部土木工事事故調査委員会運営要領

## 1 目的

土木工事事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という)は、建設部発注の土木工事において発生した事故について、工法、作業環境等を調査し、事故原因を技術的に分析して類似工事における事故の再発防止を図り、工事の安全かつ円滑な実施に寄与することを目的とする。

## 2 事故調査委員会の組織と構成

(1) 事故調査委員会は、本庁に設置し建設部発注工事で発生した事故に対応して、事故原因を技術的に分析するため常設する委員会である。

したがって、重大事故に対応して個別に設置される事故調査特別委員会はこれとは別に定めるところによる。

(2) 事故調査委員会の構成は次のとおりとする。

委員長：技術管理室長

委員各課：企画幹等

## 3 事故調査委員会の業務

(1) 事故調査委員会は、現地機関からの事故報告を受け、次の業務を行う。

①事故原因を技術的に分析して、安全対策の充実を図る。

②事故事例を収集、整理してデータベース化を図り、事故の再発防止に務める。

③安全施工技術のデータベース化を図り、工事の安全普及に務める。

(2) 事故調査委員会では、必要に応じて外部の学識経験者等の意見を聞くことができる。

(3) 事故調査委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員会を開催する。

## 4 庶務担当

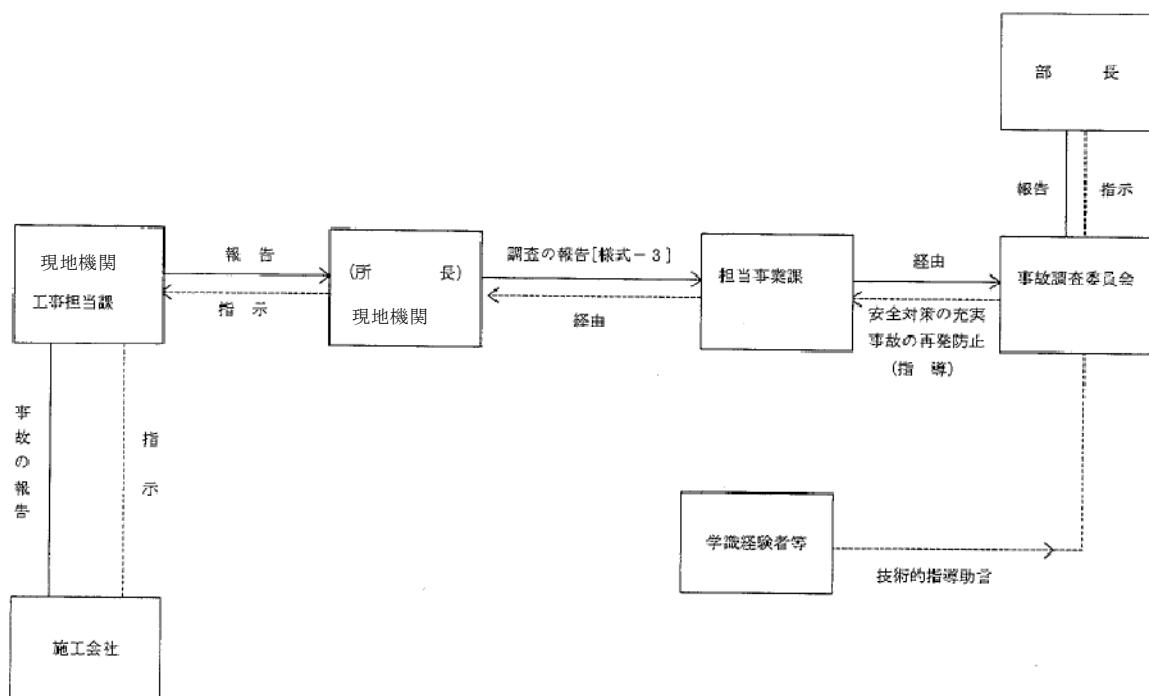
事故調査委員会の庶務は、技術管理室基準指導班に置く。

## 5 適用

この要領は、平成 5 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

別図－3



## 別紙様式－3

事務所名

## 事故調査結果報告書

事業年度	平成 年度	工事名	
路河川名		工期	年 月 日～ 年 月 日
箇所名			
請負業者名			
事故 内 容	発生日時等		
	発生場所		
	被災者名		
	被災程度		
工事担当課・係			
工事概要			
調査結果 及び事故原因			
事故後の処置 及び改善事項			
労働基準監督署 の意向			

注) 1 必要な資料添付のこと。

2 調書の枠内に書き込めない場合は、必要項目について別紙に記入のこと。

# 長野県建設部土木工事関係者連絡会議設置指導要領

## 1 目的

工事関係者連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、複数の工事が相互に関連する建設現場において、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

## 2 連絡会議の設置指導

発注者(現地機関)は、請負業者(発注者と契約を交わした者)が対象工事現場ごとに連絡会議を設置するよう指導するものとする。

## 3 連絡会議の組織

連絡会議の組織は、次の事項に沿って対象現場ごとに定める。

- (1)連絡会議は、対象工事現場に関するすべての請負業者(発注者と契約を交わした者)を会員として構成する。
- (2)連絡会議には、会長、副会長及び幹事をおく。
- (3)発注者(現地機関)はオブザーバーとして参画し、助言等を行う。
- (4)会議には、会員(請負業者)にあっては現場代理人及び専任の主任技術者(または監理技術者)、発注者(現地機関)にあっては工事担当課・係長及び監督員が参画するものとし、必要に応じて関係者も参画できるものとする。

## 4 連絡会議の対象工事現場

連絡会議の対象工事現場は次の場合とする。

- (1)事業間の調整(河川と道路等)を必要とする工事
- (2)工区を分割して行う工事
- (3)複数の請負業者が、同一区域で工事を行う場合
- (4)土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
- (5)その他、工事間の調整を必要とする工事

## 5 連絡会議の業務

連絡会議において行う業務は、次のとおりとする。

- (1)各関連工事の工程の調整
- (2)関連する仮設構造物の調整

- (3)緊急時(災害発生時)の連絡・避難等体制の整備
- (4)公衆災害防止の徹底
- (5)安全パトロールの実施
- (6)現場作業者に対する安全教育の徹底
- (7)各種の安全に関する講習会・研修会の実施
- (8)その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整

## 6 連絡会議の設置報告

発注者(現地機関)は、連絡会議が設置されたときは、設置状況を建設部長に報告するものとする。

## 7 事務局

連絡会議の事務局は、会長が所属する請負業者におく。

## 8 適用

この要領は、平成 5 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

### 3 事故報告について

#### (1) 発生時の報告

##### ① 対象事業

(ア) 建設部所管事業：国庫補助、県単独

(イ) 市町村事業：土木関係事業、国庫補助

ただし、市町村単独事業についても極力報告されたい。

##### ② 報告様式

(ア) 事故等概要報告書様式－1 を基本とする。

必要に応じ説明用の図面等を添付する。

(イ) 「建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領」に基づく様式第1号(第4関係)を参考にした様式(長野県土木関係例規集参照)

##### ③ その他

(ア) 事故が発生した場合は速やかに第1報を入れる。

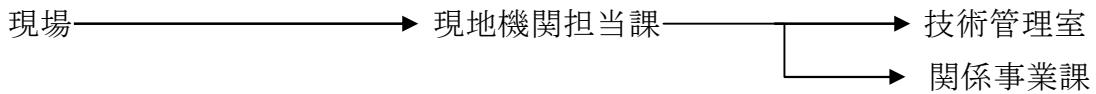
特に、死亡事故、公衆災害等報道の対象となる事故は速やかに報告する。

その後、判明した事実を加え、第2報以降を順次報告する。

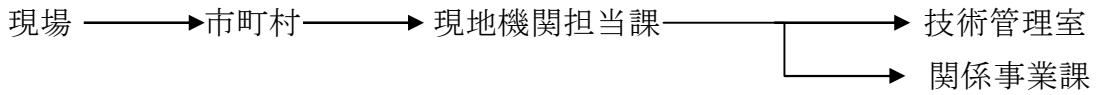
(イ) 公衆災害については危機管理体制面からの確な対応を行なうこと。

#### (2) 発生時報告の流れ

##### ① 県工事



##### ② 市町村工事



※ 勤務時間外は、現地機関から関係事業課を経由し技術管理室に報告。

#### (3) 事故後の報告

##### ① 国土交通省への報告

「建設工事事故データベース報告について」に基づく報告

② 「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」第5(報告)に基づく報告

(ア) 入札参加資格者による「県が発注した建設工事等の施工において生じた事故等」については、措置要件の該当の有無に関わらず、遅滞なく長野県建設工事請負人等選定委員会へ報告する。

(イ) 報告様式は同通知の第1号に定められている。

(平成23年3月18日22建政技第337号)担当：技術管理室入札・契約班

## 様式－1

## 事故等概要報告書

長野県		発生日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃		
		発生場所	路河川名 箇所		
事故等の発生した工事の概要（工事に関する場合）					
工 事 名			工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
	工 事 場 所 (住所地名)			工 事 概 要	
元 請 業 者 名 (代表者氏名)					
事 故 等 の 状 況					
発生経緯 原因 及び事故内容		被 災 罹 者  災 状 況  等 数			
			事 故 灾 害 状 況 図		
措置状況 及び対応方針		報道等の発表等	有・無( )		
			備 考		

※ 水質問題等、工事を伴わない場合は、事故等の状況欄から記入

※ 新聞記事等のコピーを添付のこと

13 監技第 266 号  
平成 14 年 1 月 30 日

長 様

技術管理室長

### 建設工事事故データベース報告について(通知)

このことについて、平成 13 年 12 月 17 日付け事務連絡で国土交通省大臣官房技調課課長補佐から別紙のとおり依頼がありました。

内容は、国土交通省では平成 12 年 2 月に建設工事事故対策検討委員会を立上げ、データベースを活用し、工事事故の分析及びその対策の検討を行ってきたところであります。今後も、より一層工事事故対策の検討を行うため、データベースの調査項目の充実や報告様式の一部変更を行なうと共に報告書提出の迅速を図るため、インターネット利用による報告システムを構築したので、今後の事故データベースの報告は当該システムを利用されたいとのことであります。

つきましては、今後の事故データベースの報告書は下記により提出をお願いします。なお、請負者への周知等は貴職からお願いします。

#### 記

##### 1 工事事故報告用[各様式・報告システム]について

(1)別紙-1、別紙-2 を参照して下さい。

(2)適用開始時期

国土交通省では正式運用を平成 14 年 4 月から予定しておりますが、平成 13 年 11 月以降の報告書からは適用可能となっております。

##### 2 報告対象事故

別紙-3 のとおり

建設部発注工事で発生した労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故)、もらい事故、死傷公衆災害、物損公衆災害など

### 3 報告書提出方法等

#### (1) 事故報告書等

##### ①ホームページを利用する方法

請負者用: ホームページ上で様式取得・入力し、発注者に入力した旨報告する。

発注者用: ホームページ上で様式取得・入力し、技術管理室へ入力した旨報告する。

②事故発生状況調書は今まで通り技術管理室から SAS センターへホームページ上で提出します。

(2) 報告書をホームページを利用して報告する場合の具体的な方法等については別紙-4 を参考にするとともに質問等は技術管理室及びシステム等の詳細内容は直接 SAS センターに聞いてください。

### 4 報告書提出期限

事故発生後、原則として 1 ヶ月以内(現地機関から技術管理室)

### 5 その他

(1) 事故発生時の報告(速報)等は今まで通り速やかに事業課及び技術管理室に報告してください。

(2) 本県のログイン ID・パスワード(取扱注意)の取扱いについては請負者に漏れないようご配意願います。

(3) 報告提出方法については今後具体的に実施する中で変更することもありますのでご了知願います。

(4) 平成 12 年 6 月 6 日付け 12 監技第 87 号技術管理室長通知「工事事故報告書の作成について」は平成 14 年 3 月 31 日をもって廃止します。

注 1: ホームページを利用して事故報告書を作成する場合の留意事項について

アクセス先 <http://sas.ejcm.or.jp/>

請負業者がホームページ上で実施する内容等

「建設工事事故データベース操作マニュアル」請負者用を参照のこと  
発注者がホームページ上で実施する内容等

「建設工事事故データベース操作マニュアル」発注者用を参照のこと

注 2: 土木工事現場必携掲載に当り、別紙-1、別紙-2、別紙-4 の内容は上記ホームページ内容のため未掲載とした

### 別紙-3 提出対象事故の定義

事故の分類	事故の定義
労働災害 (工事作業が起因して工事関係者が死傷した事故)	<p>工事作業場内及びその隣接区域(以下工事区域という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工事製品輸送作業(工事共通仕様書の総則「1-1-38 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業、以下輸送作業という)が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上の負傷をいう。</p> <p>※ 工事作業場:工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※ 隣接区域:本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
もらい事故 (第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故)	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上の負傷をいう。</p>
死傷公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>
物損公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に業がある可能性の高かった事故。</p>